

No. 6

令和 8 年 9 月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

認定第 1 号	令和 7 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-1
認定第 2 号	令和 7 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 3 号	令和 7 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出 決算認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 4 号	令和 7 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 5 号	令和 7 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 6 号	令和 7 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算 認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 7 号	令和 7 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 8 号	令和 7 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………別冊 No. 1-2
認定第 9 号	令和 7 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 10 号	令和 7 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 11 号	令和 7 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………別冊 No. 1-2
認定第 12 号	令和 7 年度戸田市水道事業会計決算認定について……………別冊 No. 2
認定第 13 号	令和 7 年度戸田市下水道事業会計決算認定について……………別冊 No. 2

報告第 1 4 号	令和 7 年度決算における健全化判断比率の報告について……………	1 頁
報告第 1 5 号	令和 7 年度戸田市水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について……………	2 頁
報告第 1 6 号	令和 7 年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について……………	3 頁
報告第 1 7 号	令和 7 年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告 について……………	4 頁
報告第 1 8 号	令和 7 年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の 報告について……………	5 頁
議案第 5 0 号	戸田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例……………	6 頁
議案第 5 1 号	戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例……………	7 頁
議案第 5 2 号	戸田市都市景観条例の一部を改正する条例……………	8 頁
議案第 5 3 号	庁舎外壁及び防水改修工事請負契約について……………	9 頁
議案第 5 4 号	後谷住宅外装・設備改修工事請負契約について……………	1 2 頁
議案第 5 5 号	訴訟の提起について……………	1 5 頁
議案第 5 6 号	令和 7 年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	1 6 頁
議案第 5 7 号	令和 7 年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	1 7 頁
議案第 5 8 号	令和 8 年度戸田市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別冊 No. 8
議案第 5 9 号	令和 8 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊 No. 8

議案第 6 0 号 令和 8 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算
(第 1 号)別冊 No. 8

議案第 6 1 号 令和 8 年度戸田市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)別冊 No. 8

報告第 1 4 号

令和 7 年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 6 3)	— (1 6 . 6 3)	7 . 5 (2 5 . 0)	2 7 . 9 (3 5 0 . 0)

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

報告第15号

令和7年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
—
（ 20.0 ）

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第16号

令和7年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
— (20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

令和7年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績		比 較			
				年 割 額	左の財源内訳		支払義務 発 生 額	左の財源内訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左の財源内訳	
					企 業 債	自 己 資 金		企 業 債	自 己 資 金		企 業 債	自 己 資 金
1 資本的支出	1 建設改良費	令和6年度西部・中部浄水場無停電電源装置及び直流電源装置更新等工事		円	円	円	円	円	円	円	円	
			R6	31,387,000	18,900,000	12,487,000	25,520,000	16,700,000	8,820,000	5,867,000	2,200,000	3,667,000
			R7	127,057,000	127,000,000	57,000	116,321,920	115,300,000	1,021,920	10,735,080	11,700,000	△ 964,920
			計	158,444,000	145,900,000	12,544,000	141,841,920	132,000,000	9,841,920	16,602,080	13,900,000	2,702,080

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

令和7年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績			比 較		
				年 割 額	左の財源内訳			支払義務 発 生 額	左の財源内訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左の財源内訳	
					企 業 債	国庫補助金	自己資金		企 業 債	国庫補助金		自己資金	企 業 債
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	戸田市雨水 貯留管築造 工事委託	R3	円 943,500,000	円 471,800,000	円 471,700,000	円 0	円 0	円 0	円 943,500,000	円 471,800,000	円 471,700,000	円 0
			R4	円 743,500,000	円 371,800,000	円 371,700,000	円 0	円 371,400,000	円 371,495,500	円 95,500	円 400,000	円 204,500	円 △ 95,500
			R5	円 1,449,500,000	円 724,750,000	円 724,750,000	円 0	円 971,800,000	円 971,904,500	円 104,500	円 △ 247,050,000	円 △ 247,154,500	円 △ 104,500
			R6	円 4,380,000,000	円 2,190,000,000	円 2,190,000,000	円 0	円 2,414,800,000	円 2,414,850,000	円 50,000	円 △ 224,800,000	円 △ 224,850,000	円 △ 50,000
			R7	円 1,155,500,000	円 534,750,000	円 534,750,000	円 86,000,000	円 534,700,000	円 534,750,000	円 33,190,000	円 50,000	円 0	円 52,810,000
			計	円 8,672,000,000	円 4,293,100,000	円 4,292,900,000	円 86,000,000	円 4,292,700,000	円 4,293,000,000	円 33,440,000	円 400,000	円 △ 100,000	円 52,560,000
		R6	円 165,000,000	円 105,000,000	円 59,920,000	円 80,000	円 0	円 0	円 0	円 165,000,000	円 105,000,000	円 59,920,000	円 80,000
1 支 出	1 改 良 費	笹目第6排水 施設（機 械・電気） 設備等更新 工事	R7	円 334,125,000	円 213,400,000	円 120,700,000	円 25,000	円 236,600,000	円 93,301,000	円 99,000	円 △ 23,200,000	円 27,399,000	円 △ 74,000
			計	円 499,125,000	円 318,400,000	円 180,620,000	円 105,000	円 236,600,000	円 93,301,000	円 99,000	円 169,125,000	円 81,800,000	円 87,319,000

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

議案第50号

戸田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

戸田市認可地縁団体印鑑条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第51号

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策に関する事項

第9条第2項中「第3項」を「第4項」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定（「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して」を削る部分に限る。）及び第9条第2項の改正規定（「第3項」を「第4項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第52号

戸田市都市景観条例の一部を改正する条例

戸田市都市景観条例（平成13年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 53 号

庁舎外壁及び防水改修工事請負契約について

庁舎外壁及び防水改修工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 庁舎外壁及び防水改修工事
- 2 場 所 戸田市上戸田一丁目 18 番 1
- 3 工事内容 庁舎の外壁及び防水改修工事
- 4 金 額 金 386,200,100 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 35,109,100 円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和 9 年 7 月 30 日まで
- 6 契 約 者 川口市大字東本郷 1826 番地の 2
株式会社利川工業
代表取締役 利 川 英 二

令和 8 年 8 月 24 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 5 3 号参考

庁舎外壁及び防水改修工事概要
工事概要

1 庁舎の外壁及び防水改修工事

- (1) 外壁改修工事
- (2) 防水改修工事
- (3) 塗装改修工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	金 額	摘 要
(株) 鈴 木	3 2 5, 0 0 0, 0 0 0	失 格
(株) 利 川 工 業	3 5 1, 0 9 1, 0 0 0	落 札
(株) サ ン ス タ ジ オ	3 5 3, 6 3 1, 0 0 0	
岡 島 塗 装 (株) 戸 田 支 店	3 5 4, 0 0 0, 0 0 0	
(株) 丸 一 建 装	3 5 4, 0 1 6, 0 0 0	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	3 8 4, 8 0 0, 0 0 0
予 定 価 格	3 8 4, 8 0 0, 0 0 0
調 査 基 準 価 格	3 5 4, 0 1 6, 0 0 0
失 格 基 準 価 格	3 4 6, 9 3 5, 6 8 0

議案第54号

後谷住宅外装・設備改修工事請負契約について

後谷住宅外装・設備改修工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 後谷住宅外装・設備改修工事
- 2 場 所 戸田市上戸田三丁目22番2外
- 3 工事内容 後谷住宅外装・設備の改修に伴う工事
- 4 金 額 金223,652,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金20,332,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和9年10月15日まで
- 6 契 約 者 川口市北園町34番33号
株式会社丸一建装
代表取締役 中 村 淳 平

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第54号参考

後谷住宅外装・設備改修工事概要

工事概要

1 後谷住宅外装・設備の改修に伴う工事

- (1) 建築改修工事（屋上防水及び外壁改修、玄関ドア、浴室及びキッチンの改修等）
- (2) 電気設備改修工事（電灯のLED化及び火災報知設備の改修等）
- (3) 機械設備工事（給水、排水、給湯及び換気設備の改修等）

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	金 額	摘 要
(株) 丸 一 建 装	2 0 3 , 3 2 0 , 0 0 0	落 札
協 和 工 業 (株)	辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	2 2 1 , 0 0 0 , 0 0 0
予 定 価 格	2 2 1 , 0 0 0 , 0 0 0
調 査 基 準 価 格	2 0 3 , 3 2 0 , 0 0 0
失 格 基 準 価 格	1 9 9 , 2 5 3 , 6 0 0

議案第55号

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

(1) 住 所 狭山市狭山台1丁目13番地の14

氏 名 布 上 伊 織

(2) 住 所 戸田市戸田公園5番24号

氏 名 木 村 俊 之

2 事件名

建物収去及び退去明渡請求事件

3 請求の趣旨

(1) 相手方(1)に対し、次の市有地の明渡し及び当該市有地に存する建物収去並びに訴訟費用の負担を求めるもの

所 在 戸田市戸田公園2446番40の一部

地 積 49.17㎡

建 物 木造平屋建（未登記） 延床面積32.23㎡

(2) 相手方(2)に対し、次の市有地に存する建物からの退去を求めるもの

所 在 戸田市戸田公園2446番40の一部

建 物 木造平屋建（未登記） 延床面積32.23㎡

4 事件の概要

市有地に無断で建物を建築し、市有地を不法に占有している者が、再三にわたる明渡しの催告にも応じないため、市有地の明渡しを求めるもの

5 訴訟遂行の方針

(1) 代理人弁護士を選任し、訴訟を遂行する。

(2) この訴えにおいて必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

(3) 第1審又は第2審の判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

令和8年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 56 号

令和 7 年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金 701,080,830 円を、以下のとおり処分することについて議会の議決を求める。

令和 7 年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

		資 本 金		資 本 剰余金	未 処 分 利益剰余金
		自己資本金			
当年度末残高		10,790,584,700		601,240,133	701,080,830
議会の議決による処分額		0		0	△ 701,080,830
処分後残高		10,790,584,700		601,240,133	(繰越利益剰余金) 0

令和 8 年 8 月 24 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 57 号

令和 7 年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金 23,958,678 円を、以下のとおり処分することについて議会の議決を求める。

令和 7 年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資 本 剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	4, 232, 312, 286		291, 412, 540	23, 958, 678
議会の議決による処分額	0		0	△23, 958, 678
処分後残高	4, 232, 312, 286		291, 412, 540	(繰越利益剰余金) 0

令和 8 年 8 月 24 日提出

戸田市長 菅 原文 仁